

農林水産省共通申請サービス

農薬使用計画書の提出 (くん蒸・航空機・ゴルフ場)

操作マニュアル | 第 1.0 版



申請者

令和 4 年 12 月 1 日

農林水産省

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	電子申請・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	農政局等からの修正確認依頼・差戻への対応・・・・・・・・	7
	修正確認依頼への対応	7
	差戻への対応	8
4.	結果確認・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	結果確認	9
	連絡等の確認	10

1. はじめに

農薬使用計画書の提出について

農薬使用計画書については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）により、農薬を使用する者（以下「農薬使用者」）は、以下の1から3までのいずれかに該当する場合には、毎年度、当該農薬を使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を提出しなければならないとされています。また、これを変更しようとするときも、同様とされています。

1. 農薬使用者（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する者を除く。）が、くん蒸により農薬を使用しようとするとき（省令第3条）
2. 農薬使用者が、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。）を用いて農薬を使用しようとするとき（省令第4条）
3. 農薬使用者が、ゴルフ場において農薬を使用しようとするとき（省令第5条）

そのため、eMAFFでは、次の6つの手続に分けて提供しています。

- ① くん蒸による農薬使用計画書の提出
- ② くん蒸による農薬使用計画書の変更
- ③ 航空機を用いた農薬使用計画書の提出
- ④ 航空機を用いた農薬使用計画書の変更
- ⑤ ゴルフ場における農薬使用計画書の提出
- ⑥ ゴルフ場における農薬使用計画書の変更

届出の内容に応じて①～⑥から適切な手続を選び、農薬使用者の所在する地域を管轄する地方農政局等（北海道の場合は北海道農政事務所、沖縄県の場合は沖縄総合事務局）を選んで、提出してください。

提出時の注意

上記①～④の手続は、従来使用計画書の様式に記載していた内容を、eMAFFの入力フォームに記入していくものです。

⑤および⑥の手続は、以下のURLから「農薬使用計画書様式（ゴルフ場）エクセルファイル（入力補助あり）版」を入手、必要事項を記入した上で、eMAFFの入力フォームに添付いただくようお願いいたします。

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/keikaku/index.html> （農林水産省ウェブページ内）

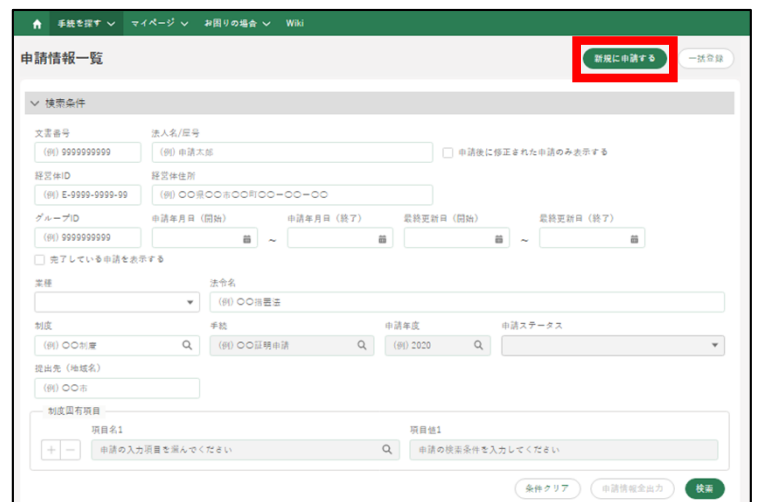
2. 電子申請

(1) eMAFFにログイン

(2) 画面左上の「手続きを探す」から
「あなたの申請一覧からさがす」
を選択



(3) 画面右上の「新規に申請する」を
クリック



(4) 虫眼鏡マークをクリックし、事業名や手続きを選択し次へ

【業種】 農業

【法令名】 (空欄)

【制度】
農薬取締法

【申請する年度】
(適宜入力)

【手続き】

1 ページに記載した
6つの手続きから選択
する。

届出の内容に合わせ
て、適切なものを選
ぶ。

ここで表示されない
手続きは電子申請でき
ません

2. 電子申請

(5) 必要事項の入力及び提出書類を添付
(ファイルの添付方法は次ページ参照)

例として手続①「くん蒸による農薬使用計画書の提出」の申請画面を利用していますが、基本的な画面構成や操作は、1 ページで紹介した他の手続②～⑥でも共通です。

申請書の編集：農薬取締法 くん蒸による農薬使用計画書の提出

申請内容

制度名を確認

手続名を確認

こちらはテスト用のアカウントで作成された申請です。実際の行政手続、補助金手続とは無関係です。
申請操作、承諾操作を行っても、実際の行政手続には何ら影響を与えません。

申請情報

申請年度

2022

申請年月日 必須

2022/11/01

申請日入力
(カレンダーからの
選択も可)

文書番号

申請ステータス

「地方」を選択

提出先の農政局等を選択

提出先(地域レベル) 必須

地方

提出先(地域名) 必須

関東農政局

中 略

「くん蒸による農薬使用計画書の提出」について

くん蒸による農薬の使用計画を新規に提出するための手続です。
(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 第3条)

くん蒸による農薬の使用計画を提出済みであり、その内容を変更しようとする場合は、手続が異なります。
前の画面に戻り、「くん蒸による農薬使用計画書の変更」という手続を選択してください。

農薬使用者の住所、氏名を入力

農薬使用者の情報を入力してください。

住所(都道府県) 必須

東京都

住所(市区町村) 必須

千代田区

住所(上記以降) 必須 ①

図々関 1-2-1

氏名 必須 ①

農林 太郎

くん蒸による農薬の使用計画を入力してください。

1 農薬の使用状況(この項目は入力不要です)

くん蒸

2 使用する農薬の種類 必須 ①

青酸くん蒸剤、臭化メチルくん蒸剤

3 使用する対象 必須 ①

倉庫、コンテナ

4 使用する期間(開始日) 必須 ①

2022/11/04

手続①～④(くん蒸、航空機)の場合: 入力フォームに従い記入
手続⑤、⑥(ゴルフ場)の場合: エクセルファイルを添付
(参照: 1 ページの「提出時の注意」)

閲覧設定

一般の構成員にも閲覧を可能にする

戻る	保存せずに申請画面を閉じる。 (最後に保存した時点に戻る)
削除	入力内容すべてを削除 (一時保存した内容も消える)
一時保存	現時点までの入力内容を保存
申請	入力した内容で申請

戻る

削除

一時保存

申請

2. 電子申請

【参考】 添付ファイルの添付及び削除方法

ファイルをアップロード

または

ファイルをドロップ

農産販売者の情報を入力してください。

住所（都道府県） 必須
リストから選択してください。配送も可能です。

住所（市区町村） 必須
リストから選択してください。配送も可能です。

住所（上記以降） 必須
例：〇〇区〇〇町1丁目1番1号

氏名 必須 ①
例：〇〇株式会社 代表取締役社長 農林 太郎

提出書類を添付してください。

農家の概要：農林水産省 (maff.go.jp) から大原府、広島県の農家の販売者の層出に関するページにアクセスするなどして、提出必要書類を添付してください。

添付ファイル投稿 必須 ①

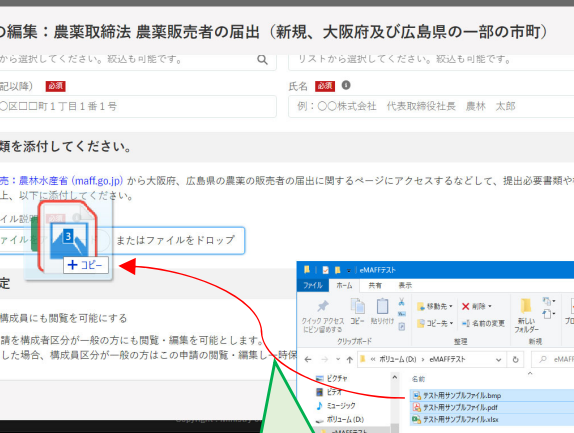
または

「ファイルをアップロード」をクリック

「ファイルをアップ
ロード」をクリック

A screenshot of a Windows File Explorer window titled "開く". The address bar shows the path "PC > ボリューム (D:) > eMAFFテスト". The left sidebar shows the navigation pane with "eMAFFテスト" selected under "ボリューム (D:)". The main area displays a table of files: "テスト用サンプルファイル.bmp" (1,486 KB), "テスト用サンプルファイル.pdf" (68 KB), and "テスト用サンプルファイル.xlsx" (372 KB). A red rectangle highlights these three files. On the right side of the window, there is a green callout box containing the Japanese text "ファイルを選択後「開く」をクリック" (After selecting the file, click "開く"). Below this callout, at the bottom of the window, the "開く(O)" button is highlighted with a red rectangle. Other visible elements include the search bar at the top right, the ribbon tabs like "ホーム" and "共有", and the status bar at the bottom showing the selected files' names.

ファイルを選択後、
「開く」をクリック



申請書集編

申請書の編集：農業取締法 農業販売者の届出（新規、大阪府及び広島県の一部の市町）

リストから選択してください。 取込も可能です。

住所（上記以降） 必須

例：〇〇区〇〇町1丁目1番1号

氏名 必須

例：〇〇株式会社 代表取締役社長 農林 太郎

提出書類を添付してください。

農業の販売：農林水産省 (maff.go.jp) から大阪府、広島県の農業の販売者の届出に関するページにアクセスするなどして、提出必要書類や様式等を確認の上、以下に添付してください。

添付ファイルを選択

またはファイルをドロップ

閲覧設定

一般の構成員にも閲覧を可能にする

この申請を構成員区分一般の方にも閲覧・編集を可能とします。
有効にした場合、構成員区分一般の方はこの申請の閲覧・編集も可能

ファイル

ナット用サブファイル.bmp

ナット用サブファイル.pdf

ナット用サブファイル.xlsx

ファイルを
ドラッグ&ドロップ

ファイルをアップロード

	テスト用サンプルファイル.xlsx 372 KB		
	テスト用サンプルファイル.bmp 1.5 MB		
	テスト用サンプルファイル.pdf 87 KB		

3/3 個のファイルがアップロードされました

完了

「完了」に色が付いたらク
リック（時間がかかる場合が
ある）

申請書の編集：農薬取締法 農薬販売者の届出（新規、大阪府及び広島県の一部の市町）

提出書類を添付してください。

農薬の販売：農林水産省（maff.go.jp）から大阪府、広島県の農薬の販売者の届出に関するページにアクセスするなどして、提出必要書類や様式等を確認の上、以下に添付してください。

添付ファイル説明 **必須** ①

📎	ファイルをアップロード	または	ファイルをドロップ
テスト用サンプルファイル.xlsx	削除		
テスト用サンプルファイル.bmp	削除		
テスト用サンプルファイル.pdf	削除		

閲覧設定

- 一般の構成員にも閲覧を可能にする

この申請を構成者区分が一般の方にも閲覧・編集を可能とします。
有効にした場合、構成員区分が一般の方はこの申請の閲覧・編集し一時保存ができますが、申請はできません。

戻る 削除 一時保存 申請

ファイルを消す際は
「削除」をクリック

ファイルを開く際は
ファイル名をクリック

(7) 「申請」 ボタンをクリック

中 略

入力エラーがある場合

エラーがない場合

エラーの箇所が赤く表示される。確認・訂正し、「申請」を再度クリック

以下の内容で間違いがなければ、「申請」ボタンを押してください。
なお、申請後は内容の修正ができなくなります。

申請する場合は「申請」
修正する場合は「戻る」

保存されましたと
表示されればOK

2. 電子申請

【参考】一時保存した申請の編集

(1) 画面左上の「手続きを探す」から「あなたの申請一覧からさがす」を選択

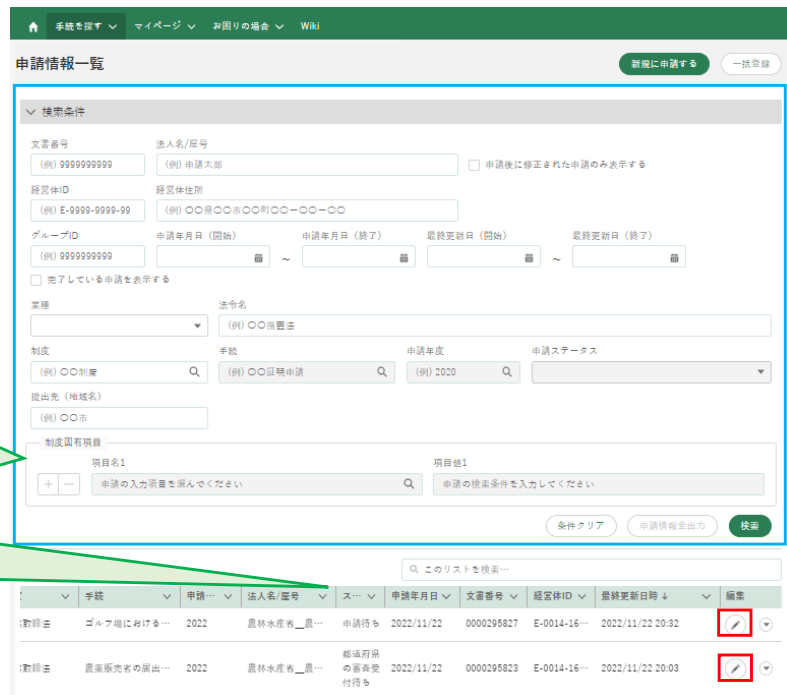


(2) 表示された申請情報一覧の中から、一時保存した申請を探し、✎マークをクリックする。

一時保存した申請画面（3ページと同じもの）が開くので、適宜編集する。

申請年月日、制度、手続きなどで検索して、申請を絞り込むことができます。

一時保存した申請は、ステータス欄に「申請待ち」と表示されている。



【参考】申請の取下げ

農政局等の受付前（ステータス欄に「〇〇受付待ち」などと表示）であれば、申請の取り下げが可能です。

受付済の場合は、申請者から取り下げることはできませんので、農政局等に電話、メール等でご連絡ください。

(1) 上記の一時保存の方法を参考に、取り下げたい申請を探し、✎マークをクリックする。

(2) 開いた画面右下にある「取下」をクリックすると申請が取り下げられる。

・取り下げたあと、修正して再度申請したり、申請を削除することができます。



3. 農政局等からの修正確認依頼・差戻への対応

3-1 修正確認依頼への対応

使用計画書の修正が必要な場合、農政局等から修正確認依頼が来ることがあります。

(1) メールで修正確認依頼の連絡がある

(2) 農林水産省共通申請サービスにログインし、当該申請の申請画面を開く

メール中のURLからも、農林水産省共通申請サービスのログインページや、当該申請の申請画面にアクセスできます。

(3) 申請画面上部にある「修正履歴」のタブをクリック

(4) 修正記録を確認し、「同意」または「同意しない」をクリック

同意しない理由

同意しない理由

同意しない理由

同意しない理由を入力し、確認をクリック

(5) 「結果を送信しました」と表示される

Sandbox: 【農林水産省共通申請サービス】農薬取締法 農薬販売者の届出（変更、大阪府及び広島県）

農林水産省共通申請サービス担当 <e@maff.go.jp>
宛先

※ このメールには、添付ファイル又はURLの記載がありますので、メール送信元に注意してファイルの開封又はURLへのアクセスをしてください。

あなたが申請した農薬取締法 農薬販売者の届出（変更、大阪府及び広島県の一部の市町）が修正されました。申請画面の修正履歴タブより、修正内容をご確認ください。

URL : <https://sh-e-maff.cs73.force.com/shinseisha/shinseilist?shld=a0L6D00000CIsF7UAJ>

農林水産省 共通申請サービスにログインし、ご確認ください。
<https://sh-e-maff.cs73.force.com/shinseisha/Login>

本メールは送信専用のメールアドレスで送信しております。
このメールについて、ご不明点がございましたら、お手数ですが、農林水産省 共通申請サービス問合せ窓口にお問い合わせください。

農林水産省 共通申請サービス問合せ窓口へのお問合せは
①【農林水産省共通申請サービス】へログイン
②画面上【お問合せ】をクリック

申請書の編集：農薬取締法 農薬販売者の届出（変更、大阪府及び広島県の一部の市町）

申請内容 **修正履歴** お問合せ

こちらはテスト用のアカウントで作成された申請です。実際の行政手続、補助金手続とは無関係です。
申請操作、承認操作を行っても、実際の行政手続には何ら影響を及ぼしません。

申請情報

申請年度	申請年月日
2022	2022/10/31
文書番号	申請ステータス
0000294321	修正確認待ち
提出先（地域レベル）	提出先（地域名）

申請書の編集：農薬取締法 農薬販売者の届出（変更、大阪府及び広島県の一部の市町）

申請内容 **修正履歴** お問合せ

修正項目一覧

日付	項目名	修正前	修正後	状況
2022/11/01	氏名	農林 太郎	農林水産株式会社 代表取締役 農林 才次郎	

選択件数：0件

修正履歴

修正記録

●修正 農薬販売者の確認（市・町） 2022/11/01 18:42:47
氏名を「農林水産株式会社 代表取締役 農林 太郎」に修正する。
法人の場合、氏名欄には会社の名称と代表者の氏名を記載する必要があります。

同意しない理由

操作履歴

日付	プロセス	操作
2022/11/01	農薬販売者の確認（市・町）	修正確認依頼
2022/11/01	農薬販売者の確認（市・町）	受付

同意しない

同意する

同意確認

同意してよろしいですか？

キャンセル

同意

同意しない

同意する

同意を
クリック

提出先（地域名）

(00) 〇〇市

結果を送信しました

制込開有欄目

資料名1

申請の人力項目を選んでください

資料名2

出題の伝票番号を入力してください

条件クリア

印刷履歴開有欄目

印刷

制込

手続

申請

法人名/番号

入

申請年月日

文書番号

経費科目ID

最終更新

編集

2020

申請

2020/12/08

0000028162

E-0000-47

2020/12/08 6

3. 農政局等からの修正確認依頼・差戻への対応

3-2 差戻への対応

使用計画書の修正が必要な場合、農政局等から差戻されることがあります。

(1) メールで差戻の連絡がある

(2) 農林水産省共通申請サービスにログインし、申請画面を開く

メール中のURLからも、農林水産省共通申請サービスのログインページや、当該申請の申請画面にアクセスできます。

Sandbox: 【農林水産省共通申請サービス】農薬取締法 農薬販売者の届出（変更、大阪府）

農林水産省共通申請サービス担当 <e@maff.go.jp>
宛先

※ このメールには、添付ファイル又は URL の記載がありますので、
メール送信元に注意してファイルの開封又は URL へのアクセスをしてください。

農薬取締法 農薬販売者の届出（変更、大阪府及び広島県の一部の市町）が差し戻されました。

URL : <https://sh-e-maff.cs73.force.com/shinseisha/s/shinseilist?shld=a0L6D00000CIsF7UAJ>

農林水産省 共通申請サービスにログインし、ご確認ください。

<https://sh-e-maff.cs73.force.com/shinseisha/Login>

本メールは送信専用のメールアドレスで送信しております。
このメールについて、ご不明点がございましたら、
お手数ですが、農林水産省 共通申請サービス問合せ窓口にお問い合わせください。

農林水産省 共通申請サービス問合せ窓口へのお問合せは

- ①【農林水産省共通申請サービス】へログイン
- ②画面右上【お問合せ】をクリック

(3) 申請画面下部に表示された差戻・却下理由に従い内容を修正し、「申請」をクリック。

申請を取り下げたい場合は「削除」をクリック

申請書の編集：農薬取締法 農薬販売者の届出（変更、大阪府及び広島県の一部の市町）

農薬販売者の情報を入力してください

住所（郵便局用） 住所（市区町村）

住所（上記以降） 氏名

提出書類を添付してください。

農薬の販売：農林水産省 (maff.go.jp) から大阪府、広島県の農薬の販売者の届出に関するページにアクセスし、提出必要書類を確認の上、以下に添付してください。

添付ファイル説明

差戻・却下事由

●差戻 農薬販売者の確認（市・町） 2022/11/01 20:30:30
添付書類不備のため。

閲覧設定

一般の構成員にも閲覧を可能にする ☐

この申請を構成員区分が一般の方にも閲覧・編集を可能とします。
この申請を構成員区分が一般の方にも閲覧・編集を可能としますが、申請はできません。

戻る 削除 一時保存 申請

(4) 「保存されました」と表示される

申請の入力項目を選んでください

保存されました
正常に保存されました

このリストを検索...

制度	手続	申請...	法人名/屋号	ス...	申請年月日	文書番号	経営体ID	最終更...	編集
☐	農薬取締法	農薬販売者の届出...	2022	農林水産省_農...	農薬販売者の確認（市・町）受付待ち	2022/10/31	0000294321	E-0014-16...	2022/11/01 2...
☐	農薬取締法	国内管理人の変更...	2022	農林水産省_農...	FAMIC審査中	2022/10/27	0000294216	E-0014-16...	2022/11/01 1...
☐	農薬取締法	登録外国製造業者...	2022	農林水産省_農...	FAMIC審査受付待ち	2022/10/27	0000294238	E-0014-16...	2022/10/27 1...
☐	農薬取締法	外国製造業者の略...	-	農林水産省_農...	国審査受付待ち	2022/10/27	0000294225	E-0014-16...	2022/10/27 1...
☐	農薬取締法	農薬の登録を受け...	2022	農林水産省_農...	FAMIC審査受付待ち	2022/10/27	0000294221	E-0014-16...	2022/10/27 1...

選択件数: 0 件

全 11 件中 1~5 件を表示中

< 1 2 3 >

4. 結果確認

4-1 結果確認

(1) 申請が承諾（または却下）されると、申請者宛にメールが届く

メール中のURLから、当該申請の申請画面にアクセスし、申請結果や却下理由を確認できます。



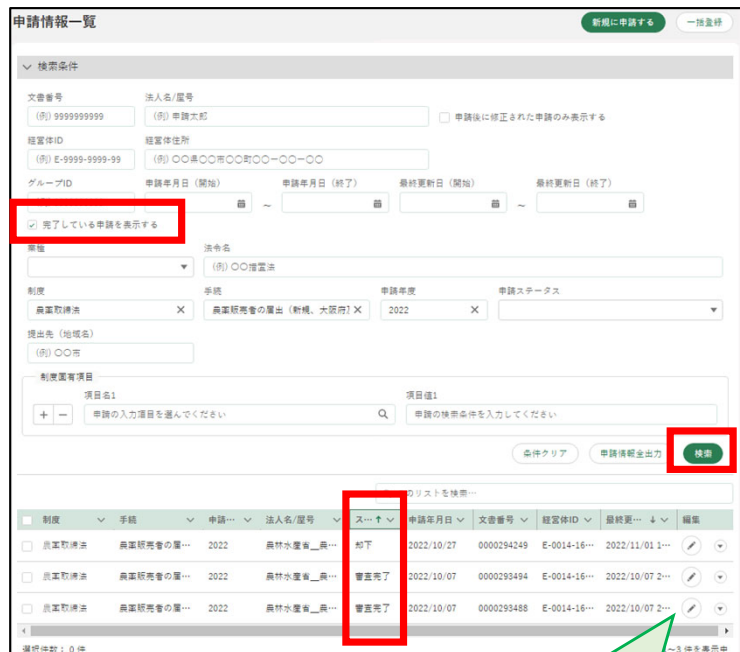
【参考】 共通申請サービス上での確認

(1) eMAFFにログイン

(2) 画面左上の「手順を探す」から「あなたの申請一覧から探す」を選択。



(3) 「完了している申請を表示する」に✓をいれて検索



(4) ステータスを確認
審査完了 → 承諾
却下 → 却下

マークをクリックすると申請の詳細が閲覧可

7. 結果確認

4-2 連絡等の確認

共通申請サービスの「お問合せ」機能を通じて、農政局等から連絡が来ることがあります。

- (1) 農政局等から「お問合せ」機能による連絡が来た旨、申請者にメール通知が届く

仕様上、タイトルには「申請照会通知」、本文には「ご連絡」などと表示されます。

- (2) 農林水産省共通申請サービスにログインし、当該申請の申請画面を開く

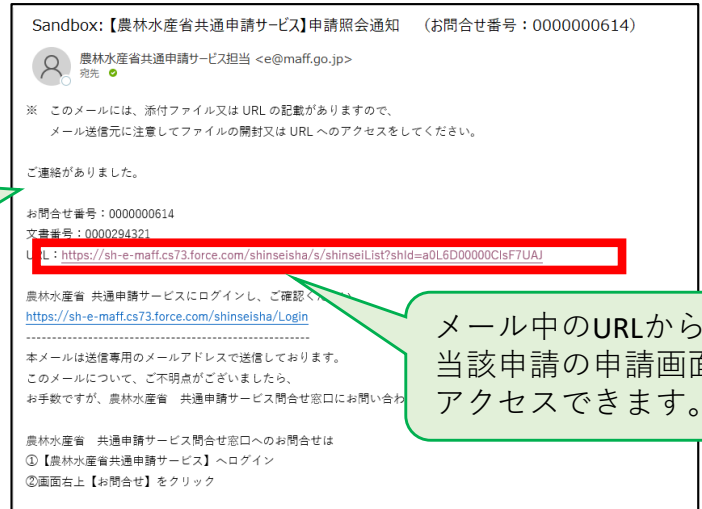
- (3) 申請画面上部の「お問合わせ☑」タブをクリック

- (4) 農政局等からのお問合せの一覧が表示される。

タイトルや日付を参考にして、メール通知されたお問合せの詳細マークをクリック

- (5) お問合せの詳細が表示される。

自治体がファイルを添付している場合、画面下部にある青字のファイル名から、ダウンロードできる。



変更履歴

Ver.	日付	区分	ページ	変更内容	備考
1.0	R4.11.29	作成	ー		